

2022年9月22日

各 位

唐 津 信 用 金 庫

当金庫元職員の不祥事件に関する判決について

本日、佐賀地方裁判所において、当金庫元職員(2021年4月5日付懲戒解雇)に対して、詐欺及び業務上横領の罪で「懲役6年」の判決が下されました。

この元職員は2021年4月9日に公表した不祥事件の当事者であり、当金庫の刑事告訴を受けて、2022年2月14日に唐津警察署に詐欺の容疑で逮捕、2022年3月8日に同警察署に業務上横領の容疑で再逮捕され、佐賀地方裁判所において公判中であります。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一に高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、お客様および関係するすべての皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫は二度とこのような不祥事件が発生しないよう再発防止に取り組み、法令順守の徹底、内部管理態勢の一層の強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上